

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第37条第1項及び労働関係調整法施行令第10条の4第1項の規定に基づいて、全国労災病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同令同条第4項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和8年10月7日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和8年10月5日

厚生労働大臣 上野 賢一郎

別 記

釧路労災病院、北海道せき損センター（以上、北海道）、青森労災病院（青森県）、東北労災病院（宮城県）、秋田労災病院（秋田県）、福島労災病院（福島県）、千葉労災病院（千葉県）、東京労災病院（東京都）、関東労災病院、横浜労災病院（以上、神奈川県）、富山労災病院（富山県）、浜松労災病院（静岡県）、中部労災病院、旭労災病院（以上、愛知県）、大阪労災病院（大阪府）、関西労災病院、神戸労災病院（以上、兵庫県）、和歌山労災病

院（和歌山県）、山陰労災病院（鳥取県）、岡山労災病院、
吉備高原医療リハビリテーションセンター（以上、岡山県）、
中国労災病院（広島県）、山口労災病院（山口県）、香川労
災病院（香川県）、愛媛労災病院（愛媛県）、九州労災病院、
九州労災病院門司メディカルセンター（以上、福岡県）、長
崎労災病院（長崎県）、熊本労災病院（熊本県）